

F A X 送付案内

平成28年1月12日

A 4 4 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係
担当者：濱崎

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

韓国における口蹄疫の発生について

平素よりお世話になっております。
韓国における口蹄疫の発生について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【韓国における発生】

韓国において、2015年4月以降、8ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。

発生日：2016年1月11日

診断日：2016年1月12日

発生概要：全羅北道金堤市の豚農場（肥育経営、670頭飼養）
うち30頭が発症。

血清型：0型

（参考）

過去の発生状況：2014年12月～2015年4月は185件。すべて血清型0型の口蹄疫。

口蹄疫に関する情報（農林水産省HP）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.htm

東アジア地域では、口蹄疫（血清型A及び0型）が継続的に発生しております。

これら近隣諸国と日本との間では、人や物の移動が盛んであり、これから春節（2月8日）を迎えるにあたり、国内各空港・海港においても海外からのチャーター便などの増加も見込まれ、家畜伝染病の侵入リスクも一層高くなると考えられます。

引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

<口蹄疫侵入防止対策>

1. 飼養家畜について毎日健康観察を行い、通常と異なる何らかの異常を認められた場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。
2. 農場内への部外者の出入りを制限するとともに、入出場時の消毒を徹底してください。
3. 畜産物の残渣（残飯を含む）は加熱処理をして与えてください。
4. 口蹄疫の発生している国や地域などへの渡航は可能な限り自粛すること。やむを得ず農場や畜産関連施設に立ち入る際は、十分な衛生対策を講じるとともに、帰国時に動物検疫所のカウンターへ申し出てください。

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2016年1月12日15時00分付け)

全羅北道金堤市、豚農場で口蹄疫(FMD)発生

- 口蹄疫の危機段階を上方調整(「関心」→「注意」)、全羅北道と忠清南道地域に対し、13日00時から24時間の一時移動停止措置(Standstill)発令

出典URL:

http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155447618§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2016&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

(発生状況) 農林畜産食品部(イ・ドンピル長官)は、1月11日(月)に口蹄疫の疑い事例を申告した全羅北道金堤市の豚農場について、農林畜産検疫本部で精密調査をした結果、1月12日(火)、口蹄疫に感染(血清型:0型)していたと明らかにした。

今回発生した口蹄疫は、2015年4月28日以降、8か月ぶりに発生したものであり、血清型0型は現在、韓国で接種しているワクチン(血清型0-3039、01-Manisa)の種類である。

発生農場は670頭の豚を飼育する肥育専門の委託農家であり、1月11日に30頭の豚で口蹄疫の臨床症状が確認されたことから、農家が全羅北道金堤市役所に申告し、全羅北道畜産衛生研究所の現場における簡易診断キットの検査及び農林畜産検疫本部の精密検査の結果、本日午前に口蹄疫陽性と確定診断された。

(これまでの推進状況) 農林畜産食品部は既に、口蹄疫の危険時期(冬季)を受けた集中防疫管理のための特別防疫対策期間(2015年10月~2016年5月)を運営してきている。

農林畜産食品部や自治体、生産者団体では、状況室を設置・運営中であり、豚農場間の移動(取引)時の検査証明書の携帯制の施行、再発リスクが高い発生地域に対するワクチンの一斉接種、ワクチンの供給及び抗体形成率が低い農家への指導や奨励などのワクチン接種管理、と畜場出荷豚のNSP抗体検査の強化など、強度の高い防疫措置を推進してきた。

今回、全羅北道金堤市で口蹄疫が発生したことにより、1月11日の申告直後に以下のような措置を実施した。また、農林畜産食品部長官主催で、全羅北道・検疫本部・防疫支援本部・農協などが参加する緊急状況点検会議を開催し、状況を確認して対策について議論した。

①(危機段階調整) 1月11日から、政府の危機管理マニュアルに基づく危機段階を「関心」から「注意」に上方調整し、食品産業政策室長を状況室長とした口蹄疫防疫対策状況室を設置した。

②（緊急防疫措置）まず、発生農場に初動防疫チーム、疫学調査チーム、中央起動防疫機構を投入し、発生農場及び半径3km以内の偶蹄類飼養農場（118か所）について、移動制限措置を行った。

（殺処分）発生農場については、改正された口蹄疫緊急行動指針（SOP）に基づき農場内の豚全頭を処分した。

*口蹄疫ワクチンを接種している種類の口蹄疫が発生した際の殺処分の範囲：

（改正前）抗原陽性動物及び臨床症状を示す動物

→（改正後、2015年10月）郡での初発時は、発生農場の偶蹄類家畜全頭について殺処分、発生郡内の農場で追加発生した場合は、抗原陽性動物及び臨床症状を示す動物について殺処分

（緊急ワクチン接種）全羅北道金堤市で飼養されている豚全頭（25万頭）について、緊急ワクチン接種を実施する予定である。

③（疫学調査）口蹄疫の発生原因及び侵入経路等については、現在、中央疫学調査班が投入され調査が進行中であり、既に発生があった口蹄疫ウイルスの残存の有無などを確認するために、遺伝子分析を進めているところである。

*韓国動物防疫統合システム（KAHIS）を活用した疫学追跡調査を行い、疫学関連農場43戸、飼料工場4工場、動物用医薬品会社1社、畜産車両5台、家畜糞尿施設1施設、車両の運転者4人の計58か所について防疫措置を確認した。

④（一時移動停止、Standstill）農林畜産食品部は、これまで口蹄疫が発生しなかった全羅北道で最初に発生したことにより、口蹄疫の拡散を防止し遮断防疫の効果を高めるため、家畜防疫審議会（1月12日）を経て、1月13日00時から24時間の間、全羅北道及び忠清南道全域を対象に一時移動停止措置を発令することとした。

この措置発動後すぐ、偶蹄類家畜、畜産関連従事者及び車両は、移動中止命令が解除されるまで、偶蹄類畜産農場又は家畜関連の研修会への出入りが禁止され、畜産農家、畜産関連従事者などが所有する車両は運行を停止した後、車両の洗浄と消毒を実施し、と畜場など畜産関係施設では、施設の内外および研修会全体に対して徹底した消毒を実施しなければならない。

さらに、政府は中央合同点検班を構成し、一時移動停止措置に応じた自治体の履行実態、移動制御警戒所及び拠点消毒施設運営の実態、畜産関係者やその車両の移動の有無などを検査する予定である。

そして、Standstill期間中に発生地域と危険地域に緊急ワクチン接種を開始し、ワクチン接種の効果を高める計画である。

一時移動停止措置の主な内容

（適用期間）24時間（1月13日00時～1月14日00時）

（適用地域）全羅北道及び忠清南道全地域

（対象）畜産農家、と畜場、畜産関係施設の出入車両など約4万5000か所

*全羅北道（2万か所）：農家14,000か所、と畜場8か所、飼料工場29か所、
車両5,300台

*忠清南道（2万5千か所）：農家18,000か所、と畜場8か所、飼料工場54か所、
車両5,800台

（畜産関係者などの遵守事項）

- （畜産農家）車両運行を停止した後、車両の内外の洗浄及び消毒
- （畜産関連従事者及び車両）所有する車両は、職場や自宅に駐車し運行を停止した後、車両の内外の洗浄及び消毒、家畜車両のGPS電源を入れたまま維持
- （畜産関連作業場）一時移動停止発令前にその作業場に移動した場合、車両の内外の洗浄及び消毒、作業場全体の消毒
- （農協）共同防除団を動員し、畜産農場や施設に対する一斉消毒
- （自治体）拠点消毒設備及び制御警戒運営を強化し、畜産車のGPS装着や適正運営の有無などの集中的な取締り

（合同点検）農林畜産食品部検疫本部中央合同点検班が一時移動停止命令の履行事項を確認

※違反時の制裁事項：移動停止措置の違反者は家畜伝染病予防法第57条（罰則）に基づき、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金

⑤（追加措置）疫学調査の一時移動停止状況の評価結果に応じ、追加の移動制御などの手段を講じることとした。

（今後の展望）農林畜産食品部は、最近の豚のワクチン抗体形成率が63.2%（2015年11月）水準で2014年度（全体平均51.6%）よりも高くなっている点などを勘案すると、全国の拡散の可能性は相対的に低いとみている。

ただし、その間のNSP抗体の検出状況などを考慮すると、口蹄疫ウイルスが循環する可能性を排除することができないため、ワクチン接種、消毒及び遮断防疫を疎かにした場合、追加発生の可能性もある。

* NSP検出状況：178戸の農家（2014年12月～2015年12月、既存の発生地域を中心に検出）

全羅北道金堤市の豚農場及び疫学関連農場の緊急予防接種、発生農場の疫学関連農場の移動制限措置と消毒・遮断防疫措置を取りながら追加の拡散がされないように最善を尽くしている。